

「関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託」
プロポーザル実施要領

（趣旨）

第1条 「関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する手続き等については、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによる。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書作成様式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施方針等
- (4) ワーク・ライフバランスに関する取組等

（評価）

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
 - (2) 業務実施体制
 - (3) 業務実施方針等
 - (4) ヒアリング
 - (5) ワーク・ライフバランスに関する取組等
- 2 提案の評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 提案の評価は次の委員で構成する評価委員会で行うものとする。

- 委員長 都市整備局 総務部 総務課長
- 副委員長 都市整備局 企画部 企画課長
- 委員 都市整備局 都心活性化推進部 臨海部活性化推進課担当課長
- 委員 都市整備局 都心活性化推進部 都心再生課地域再生まちづくり担当課長
- 委員 下水道河川局 河川部 河川企画課長
- 委員 港湾局 みなと賑わい振興部 賑わい振興課長
- 委員 中区 総務部 区政推進課長

2 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代行する。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年7月5日から施行する。